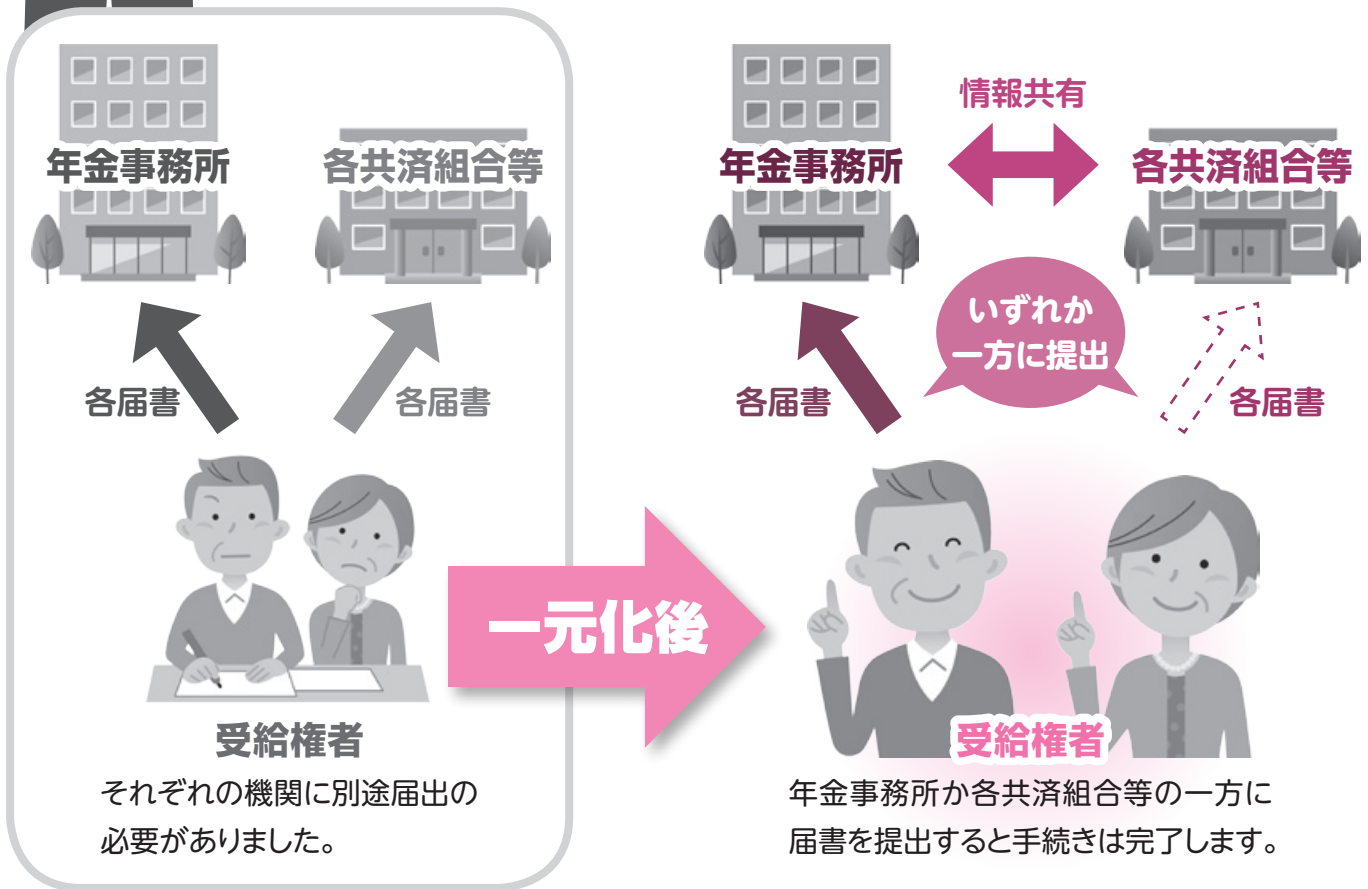


ワンストップサービス が開始されました!

被用者年金一元化により、公務員等も厚生年金に加入することとなったことに伴い、平成27年10月以降に受給権が発生した老齢厚生年金受給権者は、年金事務所・各共済組合等のどの窓口でも、年金請求や年金受取金融機関の変更など^(※)、年金に関する手続きを行っていただけることとなりました。

(※) 障害年金の請求等一部の届出を除きます。



年金の決定・支払いに関しては、それぞれの加入期間ごとに各実施機関が行います。
そのため、年金の決定・支払い時期が相違する場合があります。

また、共済組合の期間がある方で、一元化後に老齢厚生年金の受給権が発生する被保険者については、共済組合の窓口のほか、お近くの年金事務所でも年金相談を行えることとなりました。

ただし、一元化前に受給権の発生した退職共済年金等に関する相談は、共済組合までお問い合わせください。